

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年5月から54年12月まで  
② 昭和57年12月から58年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入しており、家業を手伝っていた間は、母親が自分の代わりに国民年金保険料を納付していたはずである。その後、勤めた会社では社会保険に加入していなかったのだから、国民年金の納付書が送られてくるはずであり、申立期間①の保険料を納付しているはずである。

申立期間②のころは、仕事はアルバイトだったが、年金への関心があり、納付書が送られれば税金と同様に未納無く保険料を払っていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について

申立人は、申立人の母親が自分の代わりに国民年金の加入手続を行い、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたはずであると述べているが、その母親は既に他界しているため当時の状況は不明である。

また、申立人は申立期間①当時、自分の年金手帳を見たことが無いと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年3月に払い出されており、これ以外に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて国民年金の加入手続を行ったと考えられる。

さらに、特殊台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人は、上記昭和58年3月ごろ行ったとみられる国民年金加入手続により、57年11月に国

民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたことが確認できる上、オンライン記録からは、59年8月に同資格の取得日が48年5月に訂正されたことが確認でき、これにより、申立人はさかのぼって申立期間①に係る被保険者資格を取得したものとみられる。

これらのことから、申立人は申立期間①当時、国民年金には未加入であったと推認でき、納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、上記昭和59年8月の被保険者資格取得日の変更時点では申立期間①は既に時効であり、さかのぼって保険料を納付することもできなかった。

加えて、申立人の申立期間①の保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間①の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 2 申立期間②について

申立人は、申立期間②に係る国民年金加入手続を自身で行ったと述べているが、上記のとおり申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和58年3月ごろの時点で、申立期間②の保険料については現年度納付することが可能であり、同期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

また、申立期間②は4か月と短期間である上、申立期間②以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、申立人の申立期間②以降の国民年金に対する関心及び保険料の納付に対する意識は高かったことがうかがえる。

## 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月まで

私は、厚生年金保険を脱退後の昭和 56 年 1 月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。59 年 3 月ごろ国民年金保険料が未納であることが分かり、保険料を一度に納付することができなかつたので、納付書を何枚かに分けてもらい定期的に納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 1 月ごろ、国民年金加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 7 月 11 日に払い出されており、これ以外に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかならないことから、申立人はこのころ国民年金加入手続を行ったと推測される。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納であることを確認した昭和 59 年 3 月ごろから保険料の納付を開始したとしているため、この時点では、申立期間のうち 56 年 1 月から同年 12 月までの保険料は既に時効期限を経過し、納付することはできなかつたと考えられる。

しかしながら、オンライン記録を見ると、昭和 59 年 12 月 7 日に過年度納付書が発行されており、申立期間の一部について納付勧奨が行われていたことが確認できる上、申立人が申立期間の保険料として納付したとする金額も当時の保険料額とほぼ一致する。

さらに、申立人は申立期間直後の昭和 58 年 4 月以降、保険料の未納は無いことから、申立期間のうち、申立期間が未納であることを確認したとする 59 年 3 月ごろにおいて時効となっていなかつた 57 年 1 月から 58 年 3 月までの保険料について過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで  
② 昭和52年4月から60年6月まで  
③ 昭和61年1月から同年6月まで  
④ 昭和61年10月から62年6月まで

父親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれた。父親が他界した後は自分で納付書により納付していたが、まとめて社会保険事務所（当時）で納付したことが数回あり、全期間納付したつもりでいたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について

申立人は、その父親が経営する事業所（厚生年金保険の強制適用とならない事業所）で働き始めた時に、申立人の父親が、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人の給料から国民年金保険料を差し引いて納付していたと述べているところ、申立人の父親及び母親は、申立期間①当時、保険料が納付済みとされている上、このころ、申立人と同居し、申立人と同様に申立人の父親が経営する事業所に勤務していたとする申立人の弟も同期間については納付済みとされている。

また、申立人の申立期間①前後の保険料も納付済みとされており、申立人の申立期間①が未納とされているのは不自然である。

#### 2 申立期間②、③及び④について

申立人は、申立期間②、③及び④に係る保険料については、自身が銀行

で定期的に納付しており、納付が滞った際には社会保険事務所へ赴き、まとめて納付したと述べているが、保険料を納付した時期及び金額についての明確な記憶が無く当時の状況は不明である。

また、オンライン記録上、保険料を過年度納付した期間が散見され、納付が滞った際、まとめて保険料を納付したとする申立人の記憶が申立期間に係るものであるとする合理的な理由も見当たらない。

さらに、申立人の元妻も、申立期間②のうち、少なくとも申立人と生活を共にしていたとみられるころまで（昭和 52 年度から 55 年度ぐらいまで）の保険料は、昭和 54 年度の 3 か月分の納付を除き未納とされている。

加えて、申立人との婚姻の 1 年程前から申立人と同居していたとする申立人の妻は、保険料納付については申立人に一任していたため、申立期間③及び④の保険料の納付に係る明確な記憶は無く、その妻も申立期間③及び④については、一部（申立期間③のうち婚姻前の昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで）を除いて未納とされている。

このほか、申立人が申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかにこれら申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月から同年 9 月まで  
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

年金記録を確認したところ、昭和 54 年 5 月から 60 年 9 月までの国民年金の任意加入期間のうち、加入直後の 1 年間に当たる 54 年 5 月から 55 年 3 月までが未納とされていたため、手元で保管していた 54 年 10 月から同年 12 月までの領収書を添えて、社会保険庁（当時）に記録訂正を申し立てた。その結果、領収書の存在する期間は納付済期間とされたが、その前後の期間も国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していた記憶があり、未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間のうち、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、合わせても 8 か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金に任意加入し、納付済みとされている期間については遅滞無く保険料を納付している上、付加保険料も併せて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高いと言える。

さらに、申立人の国民年金加入期間のうち、申立期間①及び②の間の昭和 54 年 10 月から同年 12 月までの保険料は、当初未納とされていたが、申立人の所持する領収書により記録訂正が行われ、納付済みとなった経緯があることから、申立人に係る行政の記録管理に過誤があった可能性がある。

加えて、オンライン記録では、申立人の任意加入及び付加年金加入の申出年月日が昭和 54 年 5 月 30 日とされており、申出したにもかかわらず、申立期間の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和55年10月から56年2月までの期間は24万円、同年3月から同年9月までの期間は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和55年10月から56年9月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から平成3年11月1日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A事業所で給与から控除されていた厚生年金保険料に比べ、標準報酬月額が低いと考える。給料計算書を所持しているため、控除されていた保険料に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料計算書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和55年10月から56年2月までの期間は24万円、同年3月から同年9月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 12 月から 49 年 10 月までの期間、同年 12 月から 51 年 9 月までの期間、同年 11 月から 55 年 9 月までの期間、56 年 10 月から 63 年 8 月までの期間、同年 10 月から平成元年 12 月までの期間及び 2 年 4 月から 3 年 10 月までの期間については、給料計算書から確認できる厚生年金保険料控除額及び前後の給料計算書から推認できる厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、昭和 48 年 11 月、49 年 11 月、51 年 10 月、63 年 9 月及び平成 2 年 1 月から同年 3 月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、給料計算書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額を超えていることから、記録を訂正する必要は認められない。

## 静岡厚生年金 事案 1032

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年10月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月11日から同年11月11日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和52年10月11日にA社本社配属から同社B事業所配属になり、継続勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された在職期間証明書、同社の回答等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和52年10月11日にA社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和52年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和52年10月11日とすべきところ、同年11月11日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①のうち、申立人が昭和 28 年 6 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 12 月 25 日から 28 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 28 年 12 月 21 日から 29 年 2 月 23 日まで

船員手帳には、船舶所有者 A の B 船舶で船員として勤務していたという記録について、雇入年月日を昭和 25 年 4 月 29 日、雇止年月日を 29 年 2 月 23 日と記載されているが、社会保険事務所の記録では、空白がある。

船員手帳を所持しているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同じ業務についていた同僚の証言及び申立人の所持する船員手帳から、申立人が船舶所有者 A の B 船舶に乗船していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の船員保険の被保険者資格取得日は、昭和 28 年 10 月 1 日であることが確認できる。

しかし、船舶所有者 A の船員保険被保険者名簿には、申立人、船長及び複数の同僚の被保険者資格取得日欄が「//」と記載されており、当該被保険者名簿の最上部に記載されている同僚の資格取得日欄には、「28. 6. 16」、「28. 6. 1」と二つの年月日が記載されているところ、オンライン記録においては、複数の同僚及び船長の資格取得日は、同年 6 月 1 日であることが確認できることから、申立人の船員保険被保険者記録は、誤った処理がなされた可能性が高い

と認められる。これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 28 年 6 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、船舶所有者 A の船員保険被保険者名簿から、5,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 27 年 12 月 25 日から 28 年 6 月 1 日までの期間については、船員保険被保険者名簿において、B 船舶の船長を含む複数の同僚について船員保険の被保険者としての記録が確認できない。

また、申立期間②について、申立人が記憶する同じ業務についていた同僚に、申立人の下船の時期について照会したところ、「申立人は、自分より早く下船したと思う。」と証言しており、当該同僚のオンライン記録では、昭和 29 年 2 月 15 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、船員の講習を受けるため、上記同僚より早く下船した旨の証言をしている。

加えて、船舶所有者 A 及び B 船舶の船長は既に死亡しており、船舶所有者 A の遺族に B 船舶に係る資料の保管について照会したが、「B 船舶に関する書類は保管していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 27 年 12 月 25 日から 28 年 6 月 1 日までの期間及び申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 27 年 12 月 25 日から 28 年 6 月 1 日までの期間及び申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 3 月まで

両親及び姉は国民年金に加入し、母親が国民年金保険料を納付していたと姉から聞いている上、姉の国民年金手帳からも実家で保険料を納付していたことを確認することができた。長男である私だけが国民年金に加入していないことは考えられず、私の保険料も母親が納付していたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、同居していた申立人の母親及び姉（四女）が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことから、申立人についても、母親が加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたはずであると述べているものの、申立人及びその姉（四女）は、母親から申立人の国民年金加入についての話を聞いたことは無いとしている上、申立人の母親は既に他界しているため状況は不明である。

また、申立人の姉（四女）は、婚姻後に母親から国民年金手帳が送付されてきたとしているが、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳を所持しておらず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

さらに、申立人の姉（五女）も婚姻前に実家に居住していた時期に未加入期間がある上、申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月及び60年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月  
② 昭和60年8月

昭和46年11月と60年8月は、いずれも会社を退職して次の会社に就職するまでの期間であり、両期間共、退職月に厚生年金保険料と重複して国民年金保険料を支払うことに疑問を持ちながらも、市職員の指示に従い市役所内の市金庫で保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、会社を退職したため国民年金に加入し、保険料を納付したと述べているが、オンライン記録によれば、申立期間に係る国民年金被保険者資格は平成10年2月に追加処理されたものであることが確認できることから、同年1月の退職を契機として国民年金の加入を行ったことに伴い、さかのぼって申立期間に係る同被保険者資格を取得したものと推認できる上、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

また、申立人の妻は、昭和46年7月から58年3月まで国民年金に任意加入しているが、この間、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び同資格の喪失に伴う申立人の妻の被保険者種別の変更がなされていないことから、申立人が申立期間①について厚生年金保険から国民年金への切替に伴う国民年金被保険者資格取得を行ったことは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間について国民健康保険にも加入していたと述べているが、現存する範囲で、申立人が居住する市における同健康保険の加入記録から、申立期間②は同健康保険に加入していなかったことが確認でき

る。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 17 日から同年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた事実はない旨の回答を得た。  
給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時の直属上司の証言及びA事業所の雇用に関する記録から、申立人がA事業所に勤務していたことを確認することはできる。

しかし、A事業所が提出した「非常勤の職員賃金支給台帳」によれば、申立人は、申立人の申立期間に係る賃金からは厚生年金保険料が控除されておらず、オンライン記録において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間は、賃金から厚生年金保険料が控除されている。

また、Bに照会したところ、申立人は、申立期間について、国民健康保険被保険者資格を有しているとの回答を得た。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成 17 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、同年同月から 18 年 6 月までの期間について、国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所において昭和 62 年 10 月から 1 年間、標準報酬月額が 47 万円から 32 万円に下がっていることが分かった。  
申立期間当時、報酬は下がった覚えは無いので、報酬に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立期間において 47 万円から 32 万円に減額されていることが確認できるが、申立人は、申立期間当時、50 万円程度の報酬を得ており、給与が下がったことはないと主張している。

しかし、申立人は、給与明細等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、当時のA事業所の事務担当者は、「労務管理に関する知識を十分有しておらず、労務管理の事務手続は、専門家に依頼していた。標準報酬月額に関しても、賃金台帳を当該専門家に渡し、社会保険事務所への届出等の事務処理をしてもらっており、申立人の標準報酬月額が減額されている理由は分からない。」と述べている。

さらに、申立期間当時においてA事業所の労務管理を請け負っていた者が提出した被保険者の台帳に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認でき、当該労務管理を請け負っていた者は、「A事業所から提出された賃金台帳を基に被保険者の台帳を作成した。当該台帳以外にA

事業所に係る資料は保管していない。」と述べており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

なお、オンライン記録によれば、申立人のA事業所における標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月17日から31年7月1日まで

A事業所B工場に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所の役員及び従業員の証言により、申立人は当該時期にA事業所B工場に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、当時のA事業所の給与計算及び社会保険の事務担当者に照会したところ、「当時の詳細な事務手続の内容についての記憶はないが、厚生年金保険の資格の取得や喪失の手続は、すべて事業主からの指示により行っていた。」と証言しており、A事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人が、昭和24年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年4月17日に同資格を喪失したことが確認できる。

また、当時のA事業所の役員に照会したところ、「私は、厚生年金保険の事務には関与していなかった。私以外の役員は既に死亡しており、当時の資料等は残っていない。」と回答しており、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除に係る資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除に係る証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月から23年ごろまで

戦時中から戦後にかけて勤務していたA事業所での厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該事業所に勤務していた間に終戦を迎えたことを記憶し、当時、一緒に勤務していた同僚は、勤務していた間の年金記録が確認できると話している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立期間のうち、昭和18年6月から19年9月30日までの期間について、労働者年金保険法が施行されている期間であり、当該期間においては、女子労働者が厚生年金保険の被保険者となることができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和19年10月1日から20年6月30日までの期間において、B事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認でき、申立人は、「B事業所は健康上の理由により出勤しなくなり、その後、知人の紹介でA事業所に勤務した。」と述べているものの、申立人を記憶するA事業所での同僚及び申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を有する者の中に申立人が勤務した時期を記憶する者は確認ができず、申立人に当該事業所を紹介した知人も、連絡先が確認できないことから、申立人の当該事業所での勤務期間を特定することができなかった。

さらに、C事業所（A事業所の後継事業所）に申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、当該事業所は、「資料は一切保管していないため不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月21日から3年1月20日まで  
② 平成3年2月18日から同年10月16日まで  
③ 平成3年11月15日から4年3月13日まで  
④ 平成4年4月26日から5年1月27日まで  
⑤ 平成5年3月12日から同年10月31日まで  
⑥ 平成6年10月2日から7年3月7日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入記録について照会したところ、申立期間①から⑥までについて船員保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所では一等航海士や船長として乗船し、船員保険に加入していたことは確かであるので、申立期間①から⑥までについて船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に乗船していたと記憶している元同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務し、乗船していたことはうかがえる。

しかし、申立人が記憶しているA事業所の元取締役は、「申立人を雇い入れる際、船員保険には加入させないという条件で雇い入れた。その分、給料は高く支払っていた。本人の給与から船員保険料を控除していない。」と証言している。

また、当時の同僚は、「申立人と一緒に乗船していた記憶はあるが、勤務期間までは分からない。船員保険の適用についても分からない。」としている。

さらに、A事業所は解散し、代表取締役は既に亡くなっていることから、船員保険料の控除の状況について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、B町の回答から、申立期間①から⑥までについて、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月から 33 年 11 月まで  
② 昭和 33 年 12 月から 36 年 2 月 5 日まで

申立期間①はA事業所に勤務、申立期間②はB事業所のC市の仕事に従事、それぞれの事業所で厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所はD市に所在していた。」と主張しているが、厚生年金保険の適用事業所に係る事業所名簿では、D市内にA事業所という名称の適用事業所は確認できず、同市を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、オンライン記録により、A事業所が所在していたとするD市以外の当該事業所と同一及び類似する名称の適用事業所についても調査したが、申立人が勤務していた事業所を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間①当時の事業主の氏名について記憶が無く、同僚についても名字しか記憶していないため特定できないことから、申立人がA事業所の取引先として記憶する事業所に照会したが、「申立期間①当時の事情を知る者は、在職していない。」との回答しか得ることはできなかった。

申立期間②についてB事業所において申立期間②当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、C出張所に勤務していたとする複数の元従業員に、照会したが、申立人の氏名を記憶している者は確認できなかった。

また、B事業所は、申立期間②当時のC出張所における人事記録や厚生年金保険関係の記録は保存されていないとしている上、オンライン記録によると、申立期間②当時の事業主、C出張所長及び同出張所の社会保険事務員のいずれもが故

人となっており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できなかった。

さらに、B事業所の前事業主及び同事業所本社の社会保険事務員は、「申立期間②当時、B事業所C出張所は、多くの臨時工を採用しており、臨時工は、日給月給制であった。臨時工は、すぐに辞める者もいたので、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

加えて、オンライン記録において、申立人が同時期にB事業所C出張所に入社したと記憶する3人の同僚も、B事業所の厚生年金保険の被保険者の記録が確認できない。

そのほか、前述の前事業主は、申立人がB事業所で厚生年金保険の被保険者資格を昭和36年2月5日に取得していることについて、「臨時工から厚生年金保険料を控除することは無い。本工は厚生年金保険に加入させていたので、臨時工から本工になった際に、厚生年金保険の被保険者資格を得たと思う。」と証言している。

なお、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和36年2月5日にB事業所の被保険者として、新たに被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月ごろから 32 年 4 月ごろまで  
(A事業所)  
② 昭和 32 年 4 月ごろから 33 年 10 月ごろまで  
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

申立期間①当時はA事業所、申立期間②当時はB事業所に勤務し、保険料も給与から控除されていたと思うので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 31 年 3 月に学校を卒業後、A事業所に就職し、厚生年金保険に加入したと主張しているが、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 27 年 8 月 7 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を最後にA事業所で当該資格を取得した者は確認できない。

また、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる唯一の元従業員は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における在籍状況及び勤務状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が記憶している同僚についても、申立人同様、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、オンライン記録から、A事業所は申立期間①期間中の昭和 31 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、申立期

間①当時の事業主は既に死亡しており、社会保険事務担当者も特定できないことから、申立期間①当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

申立期間②について、複数の同僚の証言から申立人がB事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、上述の複数の同僚は、「B事業所に採用後、すぐには厚生年金保険に加入させてもらっていない。」と証言していることから、申立期間②当時の当該事業所では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、社会保険事務担当者も特定できないことから、申立期間②当時における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

なお、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和30年3月から34年12月までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 10 日から同年 6 月 25 日まで  
② 昭和 36 年 10 月 31 日から 39 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 39 年 3 月 21 日から 42 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 3 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間③の事業所を退職後、9 年以上国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月から同年8月まで  
② 昭和22年9月から23年2月まで  
③ 昭和23年3月から24年6月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②及び③については、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。配属先の変更により勤務場所は転々としていたが、継続的に働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所属していたとするA事業所などの駐留軍施設に勤務する日本人従業員については、国がその労務管理に当たっていたが、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設が所在する都道府県に「渉外労務管理事務所」を設立し、それ以降は国の機関委任事務として駐留軍施設従業員の労務管理業務を行っていた。

しかし、「進駐軍労務者に対する健康保険及び厚生年金保険の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号・厚生省保険局長通知）により、各地の渉外労務管理事務所は昭和24年4月1日以降、順次社会保険制度の適用事業所となっており、申立期間①及び②において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

申立期間③について、A事業所の労務管理関係書類を引き継いでいるB省C局が提出した人事記録の記載から、申立人が当該事業所の関連施設に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は複数確認できるものの、前述の通知により、当該事業所は昭和24年4月1

日以降、順次厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認できる。

また、申立人は同僚の名字しか覚えていないため、同僚を特定することができず、同僚から証言を得ることはできなかった。

さらに、B省C局に申立期間③当時における厚生年金保険の適用、保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年4月1日から同年7月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から18年7月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間中にA事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況の説明は具体性があり、元従業員の証言と一致することから、勤務期間は特定できないが、申立人がA事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和18年8月1日にA事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立人が先輩と記憶している複数の同僚の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録において確認できず、申立人と同日の昭和18年8月1日付けで厚生年金保険（申立期間当時は労働者年金保険）の被保険者資格を取得していることが健康保険労働者年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、A事業所は閉鎖され、事業主は亡くなっているため、事業主の遺族が知る上述の申立事業所に勤務していた元従業員に照会したところ、「会社は下請けの町工場で、軍需工場ではなかった。当時は徒弟制度のなごりがあり、自分たち若年者は見習いとして勤務していた。」と回答しており、申立人の当該事業所における申立期間の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1044

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
申立期間についてA事業所に勤務したことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、当該同僚のうち一人から、「A事業所では、昭和 47 年 2 月 1 日より前には、2、3人の親方だけ厚生年金保険に加入していたが、当該事業所から、他の従業員についても厚生年金保険に加入すべきとの説明を受け、他の従業員についても厚生年金保険に加入させるようになった。」との証言を得た。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、前述の同僚及び申立人は、昭和 47 年 2 月 1 日に当該事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者に照会したところ、「申立人は、A事業所に勤務していたが、その時期については、確認できる資料は現在無く、自分自身も高齢なので正確に思い出せない。社会保険の取扱いについても思い出せない。」と証言しており、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 2 日から 35 年 10 月 30 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所における被保険者資格取得日は、昭和 35 年 10 月 30 日との回答を得たが、前職を退職した後、すぐ当該事業所に勤務したと記憶していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の証言から、申立人が、申立期間についてA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上述の同僚は、「自分は、A事業所において被保険者記録が確認できる前から、当該事業所で勤務していた。」と証言しており、当該同僚のA事業所における被保険者資格取得日も、当該同僚が入社したとする日から半年以上経過した日となっていることが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、当該事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A事業所が保管する社会保険事務所の昭和 35 年 11 月 10 日付けの受付印が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人は、当該事業所において同年 10 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、A事業所の担当者は、「申立人に係る社会保険の加入手続を昭和 35 年 10 月 30 日付けで行った。当該年月日より前については、保険料を控除してい

ないと考える。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。